

日本弁護士連合会 御中

平成27年1月8日
法務省入国管理局

平成26年12月1日に貴会から提出のあった技能実習制度に関する勧告書についての法務省入国管理局の見解は下記のとおりです。

記

勧告1 直ちに、川上村農林業振興事業協同組合の人権侵害行為について被害実態の調査を行い、「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」に基づく不正行為認定を行って技能実習生の受入れを停止し、改善指導等により再発防止を図ること。

(入国管理局の見解)

川上村農林業事業協同組合の実施する技能実習については、元技能実習生と称する者からの情報提供を受け、東京入国管理局において、現地での実地調査を4度実施し、同組合役職員、実習実施機関、技能実習生本人から事情の聞取りを行ったほか、既に帰国済の技能実習生からの聞取りや関係機関への照会等の所要の調査を行った。その結果、同組合の不正行為が確認されたため、平成26年9月4日、同組合に「不正行為通知」を行い、技能実習生の受入れを5年間停止させる措置を講じているものである。

なお、東京入国管理局による調査において、貴会が人権侵害行為として勧告書で指摘する各行為について、その全てを事実として認定したものではない。

勧告2 本件のような人権侵害行為を引き起こす構造的課題点を有する技能実習制度を、直ちに廃止すること。

(入国管理局の見解)

技能実習制度については、平成26年6月24日に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2014において、国際貢献を目的とするという制度の趣旨を徹底するため、制度の適正化を図る等抜本的に見直しを行うこととされており、法務省入国管理局においては、同閣議決定に沿って、厚生労働省等関係省庁と連携しながら、同制度の適正化等のための抜本的見直しの検討を進めているところである。